

# イギリスの就学前ナショナル・カリキュラムについて(2)

## — EYFS(2012)にみる安全基準と福祉 —

埋 橋 玲 子

### はじめに

EYFSとはEarly Years Foundation Stage(=早期基礎段階)の略であり、イギリス(イングランド)の0～4歳の乳幼児<sup>1)</sup>の学びと発達、養護の枠組みを表す言葉である。そして保育機関等<sup>2)</sup>で就学前教育・保育を実施するに当たって、その元締めともいえるガイドラインが*Statutory Framework for the Early Years Foundation Stage*である。EYFSは2008年に初めて発行され、2012年に改訂版が発行された。

EYFS(2012)は導入、第1章・子どもの学びと発達、第2章・アセスメント、第3章・安全基準と福祉の4部で構成されている。導入でEYFSの意義と目的について、第1章では小学校以降のナショナル・カリキュラムの前段階として位置付けられる就学前教育の到達目標、第2章では到達目標に照らしあわせてのアセスメントの実施要領、第3章では乳幼児のデイケア供給の基準として施設・スタッフの要件、保育事業者の義務など運営基準が述べられている。ここでいう乳幼児のデイケアとは、就業等の事情で家庭において乳幼児の世話をすることができない保護者に代わって、日中乳幼児を預かり世話をすることを意味している。

EYFS(2012)の導入から第2章までの内容である到達目標とアセスメントについては既に別のところで述べた(埋橋, 2013)。本稿では第3章・安全基準と福祉の全文を示す。

### 1. EYFS(2012)発行に至る経緯

既に述べたように、EYFS(2012)第3章には乳幼児のデイケア供給の基準が示されているが、この基準が就学前教育に関する部分と統合されたのはEYFSの2008年版においてのことである。

デイケアの場(個人宅、施設等)において放置や怠慢、虐待など乳幼児の不適切な取り扱いを防止するという、児童保護の観点から法律による規制が始まったのは1948年の「保育室及びチャイルドマインダー<sup>3)</sup>規制法(Nurseries and Childminders Regulation Act)制定に遡ることになる。だが、この法律は1968年の改正を経ても実効性の点で疑わしく、十分にその役割を果たしていたとは言い難かった。この状況の改善に向けて一步を踏み出したのが1989年子ども法である。この法律により、地方自治体によるデイケア供給機関に対しての査察が義務付けられた。

1997年に労働党政権が誕生し、その後2010年まで3期にわたって幼児教育・保育分野にかつてない程の政治的関与が行われた。それまで、就学前教育や働く親に代わっての乳幼児のデイケアに対してはほとんど政治的な関心ももたれていなかったのである。しかし1997年以後3期

にわたる労働党政権の下で、3・4歳対象の無償幼児教育の開始、保育料について税の控除、保育者のキャリア・ラダー整備など、この分野には劇的ともいえるほどの変化をもたらされた。

2000年のケア・スタンダード法で包括的に社会的なケアについての整備がなされたが、乳幼児のデイケアについてもその中に含まれた。次いで2001年より、デイケア機関等への査察の責任が地方自治体から Ofsted<sup>4)</sup>に移され、査察はEYFSを基準として行われる。

## 2. EYFS(2012)抄訳；第3章 安全基準と福祉

以下、EYFS(2012)第3章の全訳を示す。

### 導 入

3.1 子どもは健康、安全、安心な状況に置かれ、個人のニーズが満たされ、世話をしてくれるおとなとの肯定的な関係が保たれているときにもっともよく学ぶ。本章で取り上げる安全基準と福祉とは、保育機関等が、子どもを温かく迎え、安全で教育的な、子どもが安心して学び、成長を遂げることのできるような質の高い環境を創造できるための助けとなるよう特に留意して示されている。

3.2 保育機関等は、子どもが安全で安心でいられるように必要なすべての手段をとらなくてはならない。本章で求められていることは、保育機関等が子どもの安全を確保し、子どもと接するおとなの適切性を担保し、子どもの健康を増進し、ふさわしいふるまいを身に付けさせ、記録・方針・手続きを適切に行うべきことについて説明するものである。

3.3 この章で示された基準に達している学校<sup>5)</sup>は、新たに方針を定めることは求められていない。チャイルドマインダー以外の保育機関等は、以下の事項について方針と手続きを定めた上で文書化を求められる。チャイルドマインダーは文書化については求められない。いずれにしても保護者等及びそれに準ずるものその他(たとえばOfstedの査察)から説明を求められた場合はそれに応じなくてはならず、対応を怠ってはならない。

### 児 童 保 護

3.4 保育機関等は、家庭その他の場所で子どもの生活に関わるどのような問題についても警告を発しなくてはならない。保育機関等は方針と手続きを実行し、子どもの安全を確保しなくてはならない。これらの事柄は地域児童保護委員会の示す手引きと手続きに従って行われるべきである。児童保護の方針と手続きには、職員に対して嫌疑がかけられた場合にとるべき行動の説明を含み、施設内での携帯電話やカメラの使用についても述べられていなくてはならない。

3.5 保育者は、どの機関等においても児童保護の主要な責任者として配置されなくてはならない。チャイルドマインダーは自身に対する責任を負わなくてはならない。主任保育者は、地域の公的な児童機関及び地域児童保護委員会との連携の責任者である。主任保育者は日常的に、

また児童保護問題が発生し対応が求められたときに他の職員に対し支援、助言、指導を行わなくてはならない。主任保育者は、児童保護の研修コースに参加し、児童虐待や遺棄の兆候(次項参照)に気づき適切に対応しなくてはならない。

3.6 保育機関等は、全職員が児童保護の方針と手続きを理解し、児童保護問題について最新の知識を持つように研修をさせなくてはならない。保育機関等は職員が虐待と遺棄の兆候をできるだけ早期に発見し、時宜を得て適切に対処できるような研修をさせなくてはならない。これらには以下のことが含まれる：

- 子どもの行動の著しい変化
- 子どものウェルビーイングの悪化
- 説明されない打ち身、あざ及び虐待や遺棄の可能性が感じられる兆候
- 子どもの気になる発言
- どんな理由であれ子どもの家庭の内外、また保育室の内外での遺棄や虐待が疑われる場合
- 職員やその他の子どもと接する者の不適切な行動。たとえば不適切な性的発言、通常の役割と責任の範囲を超えての過度の特定の子どもに対する関心、不適切な映像や写真を見せるなど

3.7 保育機関等は、政府の公的な手引き『児童保護のための協働』を順守しなくてはならない。子どもの安全と福祉に疑念が生じたら直ちに公的な責任として地域の社会的養護機関、緊急時には警察に通報しなくてはならない。

3.8 登録保育機関等は、Ofsted に対し、施設内で子どもと居住を共にしたり、働いたり、世話をしたりする人間による深刻な傷害や虐待の疑義について情報提供を行わなくてはならない(傷害や虐待の疑義が施設内外のいずれで発生したものであるかを問わず)。同時にこの疑義に対しての対応についても情報を提供しなくてはならない。この通報は現実的な理由のもとにできるだけ早く行わなくてはならないが、少なくとも疑義が生じて2週間以内であることが求められる。登録保育機関等が妥当な理由なくこれを怠る場合は刑罰に処される。

### 適切な人物

3.9 保育機関等は、子どもにかかわる人物がその職の求めを満たすにあたり適切であることを確実にしておかなくてはならない。保育機関等は保育者やその他の(同じ施設内に居住していたり働いていたりする人物を含め)子どもに日常的に接する人物が適切であることを確実にできるような効果的な仕組みを有していなくてはならない。

3.10 Ofsted にはチャイルドマインダーとその家庭で居住を共にする人物について、犯罪歴や複数の項目チェックを含め、適切さを点検する責任がある。チャイルドマインダー以外の保

育機関等は、16歳以上の次のような者については必ず犯罪歴を確認しておかなくてはならない：

- 子どもに直接かかわる者
- 保育が行われる施設等に居住する者
- 保育が行われる施設等で働く者(保育が行われない場所・時間帯で働く者は除く)

3.11 保育機関等は、職員に対し子どもと働くにあたり影響を与えそうな有罪判決、注意、裁判所命令、懲戒、警告(雇用以前か雇用中のいずれかに関わらず)については申告をするように告げておくなくてはならない。保育機関等は、犯罪歴の確認を含め、その適切性が点検されていないような人物を監視なしに子どもと接触させてはならない。

3.12 チャイルドマインダー以外の保育機関等は、職員の資格や身元確認について記録しておくなくてはならない(犯罪歴の開示、参照番号、開示日、開示者についての情報を含む)。チャイルドマインダーについては Ofsted がそれらの情報を管理する。

#### 資格取り消し(全登録保育機関等対象)

3.14 登録保育機関等、登録保育事業者と同じ建物内に居住するもの、あるいはおなじ建物内で雇用されている者が資格を取り消された場合、その事業者は以後保育機関等であることを停止せねばならず、保育関係の業務に直接に携わることはできない。雇用主が従業員の資格取り消しにつながるような情報を得た場合は、乳幼児の安全を担保するために適切な行動をとらねばならない。保育の職場の従業員が資格取り消しとなった場合、雇用主はその者を解雇しなくてはならない。

3.15 保育機関等は Ofsted に次の情報を提供しなくてはならない：

- 2006年子ども法第75条に基づき、登録の取り消しの根拠となる命令、決定、有罪判決の詳細
- 上記の事柄の日付
- 上記の事柄を行った機関や法廷
- 関連する命令状(関係書類)

3.16 Ofsted への情報提供は現実的にできうる限り速やかに、かつ保育機関等が気づいた日もしくは妥当な理由があるとしても捜査を受けたことに気が付くべきであった日より遅くとも14日以内に行わなければならない。

#### 職員の服薬その他について

3.17 保育者は、飲酒あるいは子どもの養護に影響を及ぼすようななどのような状態にもあってはならない。もし保育者が養護に影響を及ぼすような服薬を行った場合は、医師の診断を受け

なくてはならない。保育機関等は、医師の助言によって保育者の服薬が子どもの養護にあたる能力を損なう恐れがないと確信できる場合にのみ保育者を業務につかせるようにしなくてはならない。施設内の職員の用いる薬品については常に子どもの手の届かないところに安全に保管されるべきである。

### 職員の資格、研修、支援と技能

3.18 保育機関での子どもの日々の経験や保育の全体的な質は、保育者が適切な資格を持ち、研修を受けており、技能と知識を持ち、自らの役割と責任について明確に理解しているかどうかにかかっている。保育機関等はすべての職員が自らの役割を理解できるように初任者研修を行わなければならない。初任者研修には、緊急時対策、安全対策、児童保護、機会均等方針、保健衛生問題の内容が必修となる。

3.19 保育機関等は、子どもや家族と接する職員の指導監督を行う人員を配置しなくてはならない。保育者に対し支援と指導、研修を効果的に行い、子どもの利益を増進させなくてはならない。指導は、相互支援、慎重を要する問題に対し守秘義務のもとに忌憚なく話し合いができるようなチームワークと継続的な進歩というような職場文化を涵養するべきものである。

3.20 指導は職員に対し以下の機会を与えるべきである：

- どのような問題についても、とりわけ子どもの発達やウェルビーイングに関する事柄について討議する。
- 問題点を明確にして解決策を示す。
- 職員の自己有用感を高められるような指導を受けられる。

3.21 集団保育の場では、所長は少なくともレベル3<sup>6)</sup>またはそれに相当する資格を持っていないとならず、全職員は少なくともレベル2またはそれに相当する資格を持っていないとならない。所長は少なくとも2年の保育者としての実務経験あるいは他の適切な経験がなくてはならない。保育機関等は、所長不在の折に代理として責任を行使できる副所長を置かなくてはならない。

3.22 保育機関等は職員に対し定期的な報償を行い、研修の要求にこたえ、継続的な専門性の向上の機会を確実に与えるべきである。保育機関等は職員ができる限り上級の資格を取るよう支援するべきである。無資格の職員に対しては、保育機関等は最低レベル2もしくはそれに相当する資格を取るよう支援することを考慮すべきである。

3.23 チャイルドマインダーはOfstedに登録する前に、EYFSを理解し実行する助けになるための地方当局による研修コースを終了していなくてはならない。チャイルドマインダーは助手の技量について承知しておかなくてはならず、安心して仕事を任せられるようではなくはな

らない。

3.24 保育機関等は、預かっている子どものウェルビーイングを保障するために、職員がそれにふさわしく英語を理解し使用していることを確実にしておかなくてはならない。たとえば、英語で記録ができ、英語を用いて他機関との連携を行い、緊急時対応を行い、医薬品や食品衛生の説明書をお理解するなどである。

### 担当制

3.26 それぞれの子どもには担当者がいなくてはならない。担当者の役割は、子どもが保育環境になじみ、安定した関係を保ち、保護者との関係を構築するために、どの子どもの個別的ニーズに対しても的確に対応できるようにすることである(1.11項に沿って)。

### 職員と子どもの比率

3.27 職員配置はすべての子どものニーズに応じ安全を保障するものでなくてはならない。保育機関等は、子どもが適切に見守られ子どものニーズが満たされる方策をとるにはどのように職員を配置すればよいかについて決定しなくてはならない。保育機関等は保護者等に対し職員配置について情報提供をしなくてはならず、必要がある場合は保護者等の意見も取り入れなくてはならない。子どもはおおむね職員の姿が見え、声が聞こえる範囲にいなくてはならず、見えるか聞こえる範囲には必ずいなくてはならない。

3.28 17歳以上の者だけが比率に含まれる(17歳未満の職員は常に監視下に置かれなくてはならない)。長期の実習生とボランティア(17歳以上)は適格と認められた場合は比率に含められうる。

3.29 以下に示すような比率及び資格についての条件は、子どもと直接かかわる職員について適用されるものである。夜間保育の場合も同様であり、少なくとも1人の職員は起きていなくてはならない。例外的に、あるいは子どもの安全が保障されるのであれば比率は変更されうる。

3.30 2歳未満児に対しては

- 子ども3人に対して最低1人配置されなくてはならない。
- 少なくとも1人はレベル3の資格を満たしていなくてはならず、2歳未満児の保育に関して適切な経験を有していなくてはならない。
- 全職員の少なくとも2分の1はレベル2以上の資格を有していなくてはならない。
- 全職員の少なくとも2分の1は2歳児未満児の保育についての養成教育を受けていなくてはならない。
- 2歳未満児の保育室では、担当保育者は保育機関等の判断において2歳未満児の保育にあたるにふさわしい経験を有する者でなくてはならない。

3.31 2歳児に対しては

- 子ども4人に対して最低1人配置されなくてはならない。
- 少なくとも1人はレベル3の資格を満たしていなくてはならない。
- 全職員の少なくとも2分の1はレベル2以上あるいはそれに相当する資格を有していなくてはならない。

3.32 8時から4時までの間に、無償幼児教育に登録されている3歳以上児には、教師資格、EYPS<sup>7)</sup>、レベル6またはそれに相当する適切な資格のいずれかを有する者が直接保育にあたらなくてはならない。

- 13人に対し最低1人必要である。
- さらにレベル3あるいはそれに相当する資格を有する者が最低1人必要である。

3.33 3歳以上児で、8時から4時までの間に教師資格、EYPS、レベル6またはそれに相当する適切な有資格者によって保育されている3歳以上児の場合、それ以外の時間帯の保育については：

- 8人の子どもに対し最低1人の職員が必要である。
- 職員のうち最低1人はレベル3またはそれに相当する適切な資格を有していなくてはならない。
- 他の職員の少なくとも半数はレベル2またはそれに相当する適切な資格を有していなくてはならない。

3.34 独立学校<sup>8)</sup>の3歳以上の子どもに対し、教師資格、EYPS、レベル6またはそれに相当する適切な資格を有するもの、インストラクター、または適切な資格を持って訓練を受けた外国人教師が直接指導している場合：

- 当該学年度に5歳以上となる子どもが大多数であるクラスの場合は、30人に対し最低1人の職員が必要である。
- その他のクラスについては13人に最低一人の職員が必要である。
- 職員のうち一人は最低限レベル3またはそれに相当する適切な資格を有していなくてはならない。

3.35 独立学校の3歳以上の子どもに対し、教師資格、EYPS、レベル6またはそれに相当する適切な資格を有するものが指導に当たり、インストラクター、または適切な資格を持って訓練を受けた外国人教師がいない場合：

- 子ども8人に対し最低1人の職員が必要である。
- 職員のうち一人は最低限レベル3またはそれに相当する適切な資格を有していなくてはならない。
- 他の職員の少なくとも半数はレベル2またはそれに相当する適切な資格を有していなく

てはならない。

3.36 公立のナーサリースクールまたは公立小学校付設のナーサリークラスの3歳以上の子どもの場合(レセプションクラスは除く)：

- 子ども13人に対し少なくとも1人の職員が必要である。
- 職員のうち最低1人は2002年教育法の第122項及び2003教育規制法(教師資格について：イギリス)によって規定された学校教師でなくてはならない。
- 他の職員のうち1人は最低限レベル3またはそれに相当する適切な資格を有していなくてはならない。

3.37 公立小学校のレセプションクラスについては小学校と同様に扱われる。1998年学校基準枠組み法(2002年教育法により発効)に基づき、教師1人につき30人を限度とする。‘教師’とは助手を含まず、助手またはそれ以外の補助者よりも高い位置にある。したがって、通常の授業時間において学校はクラスに教師1人当たりにつき30人以下となるように適切な教師を雇用しなくてはならない。

3.38 レセプションクラスに、より年少の子どもがいる場合は、子どもの個別ニーズに応じ、関連する法律に従って適切に子どもと職員の比率を決める。この場合に学校は義務教育年齢と小学校のクラス定員に関する法令に従わなくてはならない。学校関係者は学校を運営するにあたって関連する法令の求めに適合しなくてはならない。

### チャイルド minder

3.39 どのような場合においても預かる8歳未満児は6名を最大とする。5歳未満児は3人を最大とし、0歳児は1人に限るべきである。年長の子どもに対しては無償幼児教育を受けることに差し支えがないようにしなくてはならない。

3.40 チャイルド minder は、預かっている子どもの個別のニーズに支障なく応じているのであれば、きょうだいや自分の子どもを含めて例外的に通常の比率ではないことも認められ得る。子どもが4歳または5歳であれば通常の授業日の放課後及び長期休暇中だけであれば一度に6人まで預かることができる。しかしどのような状況においても8歳未満の子どもの場合6人を超えてはならない。

3.41 チャイルド minder が助手を雇うかまたは他のチャイルド minder と共同で働く場合は、それぞれのチャイルド minder (または助手)に預けられるのが上記に示す範囲内であれば可能である。1日につき2時間以内であれば助手等だけでも子どもを預かることができる。チャイルド minder はたとえ短時間でも助手だけに任せることがあれば保護者等の了解を得ておかななくてはならない。夜間に子どもを預かるチャイルド minder は、同様の定員で子ど



もの声が聞こえる範囲に必ず居なくてはならない(モニターを通すことも可)。

## 保 健 投 薬

3.42 保育機関等は出席している子どもの保健を増進させなくてはならない。子どもが病気や感染症の場合は、保護者等と協議のうえ感染の拡大を予防したり子どもが病気の場合に適切に対処したりするよう、必要な事柄を行わなくてはならない。

3.43 保育機関等は投薬について方針と手続きを定めたくてはならない。投薬の必要性について、情報を得てその情報を更新する仕組みを決めておかななくてはならない。投薬について医療的・技術的知識が必要な場合、職員に研修が行われなくてはならない。また、医師や歯科医、看護師や薬剤師の診断なしに投薬が行われてはならない(アスピリンが含まれている薬を与えることについては医師の処方箋がある場合に限る)。

3.44 薬は(処方箋の有無にかかわらず)保護者等の書面での指示がなければ与えてはならない。保育機関等は薬を与えた場合はその都度必ず書面に記録し、同日内あるいは現実的にできる範囲内に保護者等に伝達しなくてはならない。

## 飲 食 物

3.45 子どもが食事やおやつ、飲み物を与えられる場合は健康的でバランスがとれ栄養価の高いものでなくてはならない。前もって保育機関等は特別な食事習慣や選好、アレルギーまたは子どもの健康上の留意点について情報を得ておかななくてはならない。新鮮な飲料水がいつでも与えられなくてはならない。保育機関等は子どもの食事上のニーズについて保護者等から得た情報を記録しそれに基づいて飲食物を与えなくてはならない。

3.46 健康的な食事やおやつ、飲み物が必要に応じて子どもに与えられるために適切な設備が必要となる。乳児食を準備するのに必要な殺菌の設備を含め、衛生的な調理のために適切な設備・器具が必要である。保育機関等は食物の調理や取り扱いについて安心できる状況にしておかななくてはならない。集団保育の場合は食品調理と取扱いについて備えるために、全職員に食品衛生についての研修を受けさせなくてはならない。

3.47 登録保育機関等は、自分の施設で2人以上の子どもが食中毒の症状を示したときはOfstedに報告を行わなくてはならない。報告は現実的な範囲でできるだけ速やかに、遅くとも発生後14日以内になされなくてはならない。登録保育機関等は妥当な理由なしにこの求めに応じなかったときに刑罰に処される。

## 事故・負傷

3.48 保育機関等は、子どもに必要な物品がそろっている救急箱をいつでも使えるようにしておかなくてはならない。保育機関等は事故や負傷とその手当について書面で記録しておかなくてはならない。保育機関等は子どもの事故や負傷がどのようなものであっても、同日中または現実的にできるだけ速やかに保護者等に知らせなくてはならない。

3.49 登録保育機関等は、預かっている子どもの深刻な事故、病気、負傷、死亡についてその対処とともに Ofsted に報告しなくてはならない。報告は現実的にできるだけ速やかに、遅くとも事態が発生して2週間以内になされなくてはならない。登録保育機関等は、妥当な理由なしにこの求めに応じなかった場合は刑罰に処される。保育中に起きた深刻な事故、負傷、死亡については地域の児童保護局に報告し、それらの指導に従わなくてはならない。

## 行動管理

3.50 保育機関等は行動管理方針及び手続きを定め、実行しなくてはならない。保育に携わる者はどの状況においても行動管理に責任を持つべきである。保育機関等らは行動面の問題について他の職員を指導する技能を有しておらねばならず、必要に応じて専門家の助言を得なくてはならない。チャイルドマインディングの場合は、チャイルドマインダーが行動管理に責任を持つ。

3.51 保育機関等は子どもに体罰を行ってはならない。保育機関等は子どもの養護に当たる者、常時接している者、同じ建物内に居住するか仕事をしている者が、子どもに体罰を行っていないことを確認するあらゆる手立てを講じなくてはならない。この規定に反した保育機関等は刑罰に処せられる。子ども自身を含めて傷害が起こる危険を緊急に回避する目的や子どもの行動を管理する著しい必要があつて身体的介入が行われた場合には、体罰を行ったとは見なされず、したがって刑罰に処されない。保育機関等は、チャイルドマインダーを含め、身体的介入が行われたどのような場合も記録をしておかなくてはならず、両親及び／または保護者は同日中あるいは事情が許す限り早くに状況が知らされなくてはならない。

3.52 保育機関等は体罰をほのめかしてはならず、子どものウェルビーイングに有害な影響を与えるようななどのような罰も行ったたりほのめかしたりしてはならない。

## 建物、環境、設備の安全性と適切性

3.53 保育機関等は、戸外環境を含め、建物が目的にふさわしいものであることを確認しなければならない。空間、家具、設備や遊具は子どもにとって安全なものでなくてはならず、建物は安全が保障されていなくてはならない。保育機関等は建物・設備を清潔に保ち、衛生基準を含め、保健と安全に関する法律を順守しなくてはならない。保育機関等は保健と安全についての方針を定め、詳細な手続きや、事故や危険性、設備の欠陥についての記録と報告を実行しな

くてはならない。

3.54 保育機関等は緊急時に子ども、職員及び建物内の人々の安全を確保するための手段をとらなくてはならず、避難方法を確立しておかなくてはならない。保育機関等は火災時の対応策を立て、緊急時に機能するように設備(たとえば火災報知器、煙探知機、消火器など)を点検しておかなくてはならない。非常口はすぐにわかるようにしておかなくてはならず、防火扉の前には障害物を置かず中から容易に開けられなくてはならない。

## 喫 煙

3.55 保育機関等は禁煙の方針を持たねばならず、子どもの居場所となる室内や戸外の遊び場での喫煙は禁止されなくてはならない。

## 建 物

3.56 建物や設備は子どものニーズに基づいたものでなくてはならない。室内空間について、登録機関の保育機関等は以下の基準に従わなくてはならない：

- 2歳未満児の保育室の面積：1人あたり3.5m<sup>2</sup>
- 2歳児：1人あたり2.5m<sup>2</sup>
- 3～5歳児：1人あたり2.3m<sup>2</sup>

3.57 保育機関等は、できる範囲で、障がい児が利用しやすいように施設・設備・建物への入り口を整えることを承知してはならない。保育機関等は室外の遊び場へ出て行ける通路を確保し、それができないようであれば毎日外遊びができるような計画を立てて実行しなくてはならない(悪天候などの場合を除く)。

3.58 保育室には子どもがくつろいだり、静かに遊んだり眠ったりできるような家具がなくてはならない。睡眠中の子どもは頻繁に点検されなくてはならない。チャイルドマインディングを除き、2歳未満児には専用の部屋が求められる。しかしながら、保育機関等は乳児室の子どもが年長児と接したり、適切に年長児のグループの中に入れられたりするようにしておかなくてはならない。

3.59 保育機関等は、適切な数のトイレと手洗い場を整備しておかなくてはならない(通常、2歳以上児に対しては10人あたり1つの便器と1つの蛇口)。チャイルドマインディングを除き、おとな用のトイレの設備が設けられるべきである。保育機関等は、おむつを使用している子ども用の衛生的なおむつ交換の設備がなくてはならず、清潔なベッド、タオル、着替えの洋服など必要な用品が常備されていなくてはならないことを承知しておかなくてはならない。

3.60 保育機関等は、職員が保護者と内密に話ができるような場所、及び保育室とは別に職員

が休憩をとれるような部屋の必要性を認識しておかなくてはならない。

3.61 保育機関等は、子どもを引き渡すのは保護者から知らされている個人だけに限らなくてはならず、建物内に見守る者がいないままに置かれていてはならないことを承知してなくてはならない。保育機関等は、身元の不確かな者が建物内に侵入するのを防止したり、訪問者の身元を確認する手続きが合意されていたりするよう、必要な手続きを取らなくてはならない。保育機関等は、夜間保育の場合は更なる手続きが必要になることを認識しておかなくてはならない。

3.62 保育機関等は公的な保険に加入しておかなくてはならない。

### 危機管理

3.63 施設者は子どもの安全のために保安検査を行うとともに常にその保安検査の見直しを行うように、方針と手続きを明快でわかりやすいものにしておかなくてはならない。保育機関等は、特定の問題に対して保安検査を书面化し、職員が実践するように、あるいは保護者や査察員からの質問に答えられるようにしておかなくてはならない。保安検査は、環境の諸要因を明確にして、いつ誰によって行われるか、どうすれば危険が回避されるか最小限度にできるか考慮されて、定期的に点検ができるようなものでなくてはならない。

### 外出

3.64 子どもは安全に外出させなくてはならず、外出に当たっては書面で保護者の許可を得てなくてはならない。保育機関等は子どもに起こり得る危険等を調べ、取り除くか、最小限なものにするか、あるいは対処する手続きについて明らかにしておかなくてはならない。検査はおとなと子どもの比率についても言及しておかなくてはならない。保安検査は必ずしも筆記される必要はない；保育機関等の判断に委ねられる。

3.65 子どもが移動時に乗る車とその運転手には適切に保険が掛けられていなくてはならない。

### 機会均等

3.66 保育機関等は特別に教育的配慮を要する子どもや障がい児に対する支援を含め、子どもの機会均等を推進する方針と手立てをもち、実行しなくてはならない。方針には次のことを含むべきである；どのようにしてすべての子どもの個別のニーズを満たすか(特別に教育的配慮を要する子どもや障がい児を含め、価値を認められ支援され、適切に対応がなされるか)；特別教育支援コーディネーターの氏名(集団保育の場合)；記録のまとめ・多様性と違いの尊重を推進する統合的実践の効果のモニター及び評価；どのように不適切な態度や実践は改善されていくか；どのように保育により子どもどうしがお互いに尊重し合えるようにするか。

## 情報と記録

3.67 保育機関等は、安全を担保し施設を効率的に運営し、すべての子どものニーズに対応できるように、記録を保持し情報を共有しなくてはならない(保護者、他の専門職、警察、ソーシャル・サービス、Ofsted等)。保育機関等は、子どもが複数の施設等に所属している場合は、定期的に保護者等、あるいは施設間で情報交換ができるようにしておかなくてはならない。もし求めがあれば、保育機関等は保護者のコメントを子どもの記録に組み込むようにすべきである。

3.68 記録は閲覧しやすく提供できるものでなくてはならない(Ofstedの規定の通り、施設外に保管されることもあり得る)。職員と子どもの秘匿情報と記録は、権限ある、あるいは専門的な立場の者だけに開示されるよう厳重に管理されなくてはならない。保育機関等は、1998年データ保護法及び関連する200年情報自由法の下に責任を有することを認識しておかなくてはならない。

3.69 保育機関等は、すべての職員に子どもに関する情報は保護されなくてはならず、守秘義務があることを周知・徹底させなくてはならない。保護者は、データ保護法に基づく範囲で、例外なく、子どもに関する記録を閲覧できるようになっていなくてはならない。

3.70 子どもの記録は、当該施設を退所後も、一定期間保管されていなくてはならない。

## 子どもに関する情報

3.71 保育機関等は子どもに関する以下の情報を記録しておかなくてはならない：フルネーム、生年月日、保育機関等が知っている保護者の名前と住所(及び養育責任のある他の者)、子どもと居住を一にするのはどの保護者か、緊急連絡先。

## 保護者への情報

3.72 保育機関等は以下の情報を保護者等に提供しなくてはならない：

- どのようにEYFSが実施されているか、及びどのようにすればより多い情報を得られるか(たとえば教育省のウェブサイトを参照するなど)。
- 保育でどのような活動や経験、基本的な生活習慣の形成がなされているか、どのようにして子どもの家庭での学びを共有するか。
- 特別な教育的配慮を要する子どもや障がいのある子どもにどのように支援がなされているか。
- 子どもに提供されている飲食物
- 保護者が指定した時間に子どもを迎えに来られなかった場合や子どもがいなくなった場合の対処についての方針と手続きの詳細(チャイルドマインディングを除き、求めに応じてコピーが渡されなければならない)
- 職員構成、子どもの担当者の氏名と分限、緊急時の連絡先

## 苦 情

3.73 保護者からの意見や苦情への対応の方針と手続きを書面にしておかねばならず、苦情があった場合はその処理とともに書面で記録しておかなくてはならない。チャイルド minder は苦情処理の手続きについて書面にしておく必要はないが、受けた苦情とその処理を記録しておかなくてはならない。すべての保育機関等は、苦情の内容について EYFS の基準に沿って調査し、その結果を苦情受け付けから28日以内に苦情申し出人に報告しなくてはならない。苦情の記録は Ofsted の求めがある場合は提出しなければならない。

3.74 保育機関等は、保護者が施設に対し EYFS の基準を満たしていないとした場合は、Ofsted への連絡方法を知らせなくてはならない。査察の予定があるのならそのことを保護者に告げなくてはならない。査察後には、査察の結果を通園している子どもの保護者に伝えなくてはならない。

## 保育機関等についての情報

3.75 保育機関等は、次のような資料を整備しておかなくてはならない：

- 保育機関等と施設内で居住または働いている職員の氏名、自宅住所及び電話番号。
- 子どもと定期的に監視なしで接触する者の氏名、住所及び電話番号。
- 施設内で保育を受けた子どもの氏名、保育時間、担当者名の毎日の記録。
- 登録証(掲示しておくか、保護者の求めに応じて提示)。

## Ofsted への変更届

3.76 登録保育機関等は Ofsted に次のことを報告しなくてはならない：

- 施設の住所の変更、面積や保育の質に影響があるような変更、事業者の氏名や住所及び連絡先の変更、保育責任者の変更、チャイルド minder 宅での16歳以上の同居者の変更
- 開所時間の変更、夜間保育の提供
- 保育機関等、保育者、子どもの世話をするために日常的に関わる者、そのいずれにあってもその適切性に関わるような顕著な出来事
- 事業者が会社組織の場合、社名や登録番号の変更
- 事業者がチャリティの場合、名称や登録番号の変更
- 事業者が連携、法人、非法人組織の場合、代表者名の変更
- 事業者が連携、法人、非法人組織で保育が単一事業である場合または主たる事業である場合、提携者、所長、筆頭者あるいは他の役員の変更

3.77 保育機関等が、所長と3.76項に挙げた者以外の者で異動があった場合は、Ofsted の求めに応じて、新任者の氏名、旧名、通称、生年月日、自宅住所を報告しなくてはならない。所長が変わった場合は、Ofsted に報告しなくてはならない。できるかぎり事前に通告されるべ

きである。やむをえず任用後に報告する場合は14日以内に行われなくてはならない。登録保育機関等が適切な理由なくこれらの求めに反する場合は刑罰に処される。

### 3. 考 察

以上、EYFS(2012)の〈第3章・安全基準と福祉〉について全訳文を示した。EYFSの全体を前身の2008年版と比較すると、就学前教育に関わる部分は大幅に縮小されているが、2012年版の第3章の内容である養護や福祉にかかわる部分についていえば、縮小とはいえない。ページ数は増えており、記述の方法も変化した。

内容については、ケア・スタンダード法や子ども法などの保育機関や児童保護に関わる部分が反映され、統合され、実際に保育業務に携わる事業者やチャイルドマインダーにとって理解・実行されるべき事項としてまとめられている。児童保護の色合いがきわめて強く、この点に特徴があると言えよう。

### 結 び

EYFS(2012)の第3章は、日本の『保育所保育指針』（以下、指針）「第3章・保育の内容」以外の部分とある程度共通するところのものである。日本の指針に顕著にみられないのは、「児童保護」の部分である。

日本では、虐待等への対応策は厚生労働省の諸通知やガイドラインで示されているが、その場合、ほぼ家庭内での虐待が想定されているとあってよいだろう。保育機関等施設内での職員等から児童に対する虐待、この場合はアビュースの訳語として「濫用」が適切と思われるが、この点についての言及は明確にはない。EYFSでは、家庭内で発生した虐待だけでなく、保育機関等で保育者やその他のおとなからの子どもに対する不適切な対応を防止するために多くの項目が設けられている。この点に指針との大きな違いがある。

今後日本においては、新システムのもとで、家庭的保育など従来の施設型ではない保育サービスの広がりが見込まれる。いわば「密室」での乳幼児に対する不適切な取り扱いが発生する危険性を否定できない。何らかの形での予防・防止策が必要であろう。

### 文 献

DCSF(2008) *Statutory Framework for the Early Years Foundation Stage*.

DFE(2012) *Statutory Framework for the Early Years Foundation Stage*.

Tickell, C.(2011) *The Early Years: Foundations for life, health, and learning; An independent Report on the Early Years Foundation Stage to Her Majesty's Government*, DfE.

埋橋玲子(2007)『チャイルドケア・チャレンジ』, 法律文化社.

埋橋玲子(2008)「イギリス／人的資源のクオリティ・コントロール」, 『世界の幼児教育・保育改革と学力』 泉千勢・一見真理子・汐見稔幸, 明石書店, pp. 109-129.

埋橋玲子(2013)「イギリスの就学前ナショナル・カリキュラムについて—EYFS(2012)にみる到達目標と評価—」, 『総合文化研究所紀要』, 同志社女子大学総合文化研究所, pp. 152-161.

注

- 1) イギリスの義務教育就学年齢は5歳。
- 2) イギリスの就学前教育・保育は公立小学校の付属施設の保育施設で行われるもの、独立学校の教育の一段階として行われるもの、教育・福祉の統合型センターで行われるもの、民間の営利団体・非営利団体で行われるもの、チャイルドマインダーと呼ばれる個人の家で行われるもの、例えばプレイグループなど保護者の自主保育活動の場で行われるものときわめて多様な形態で実施されるため、このような表現を用いる。
- 3) 日本で言うところの家庭的保育者。自宅で他人の子どもを預かり世話をする人のことを指す。私的な保育手段として長い歴史があるが、イギリスでは、第二次世界大戦後、公的な保育サービスがほとんどなかった状況でチャイルドマインダー協会の結成など組織的に発達したことに特徴がある。
- 4) =Office for Standards in Education, Children's Services and Skills の略。
- 5) 義務教育は満5歳の9月に開始されるが、5歳の誕生日を迎える学期の初めからレセプションクラスという就学準備のためのクラスに入ることになる。このレセプションクラスは「学校」であり、近年は小学校にそれ以前の無償教育を提供するユニットを設け3、4歳を受け入れる小学校もある。
- 6) 全国職業資格に定められているレベル。
- 7) =Early Years Professional Status の略。
- 8) 私立学校の範疇に属する。